(b)　抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex}-q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp}　：分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量［kg／ｓ］
q_{mdew}：希釈排出ガス質量流量［kg／ｓ］
q_{mdw}　：希釈空気質量流量［kg／ｓ］
q_{ex}　：粒子数サンプル質量流量［kg／ｓ］
q_{sw}　：粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量［kg／ｓ］

分流システムコントローラに送るq_{ex}とq_{sw}の差は、常にq_{mdew}の0.1％以内の精度とする。信号は、少なくとも１Hzの周波数で送ること。この場合において、信号は５Hz以上のサンプルの１秒平均値を１Hzで送るものでよい。

10.3.3.・10.3.4.　（略）
10.4.　（略）
別紙１～別紙10　（略）
Ⅲ～Ⅶ　（略）
別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法
Ⅰ　（略）
Ⅱ　ＷＬＴＣモード法
1.　（略）
2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号の附則Ｂに定める基準（４フェーズＷＬＴＣによる評価及びレベル１Ａに係る規定を除く。）及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、レベル１Ｂに関する規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号中、次に掲げる規定は適用しない。
(1)　附則Ｂ１の8.の規定（ただし、電気自動車の場合に限る。）
(2)　附則Ｂ６の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定
(3)　附則Ｂ10の規定
2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とすることができる。
2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm／ｈで表した値とする。
2.4.　ＷＬＴＣについては、協定規則第154号の附則Ｂ１の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙１の表１を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表２を、高速フェーズは同別紙の表３を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表４を、高速フェーズは同別紙の表５を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表６を、中速フェーズは同別紙の表７を、高速フェーズは同別紙の表８を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表９を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

(b)　抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex}-q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp}　：分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量［kg／ｓ］
q_{mdew}：希釈排出ガス質量流量［kg／ｓ］
q_{mdw}　：希釈空気質量流量［kg／ｓ］
q_{ex}　：粒子数サンプル質量流量［kg／ｓ］
q_{sw}　：粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量［kg／ｓ］

分流システムコントローラに送るq_{ex}とq_{sw}の差は、常にq_{mdew}の0.1％以内の精度とする。信号は、少なくとも１Hzの周波数で送ること。

10.3.3.・10.3.4.　（略）
10.4.　（略）
別紙１～別紙10　（略）
Ⅲ～Ⅶ　（略）
別添42　軽・中量車排出ガスの測定方法
Ⅰ　（略）
Ⅱ　ＷＬＴＣモード法
1.　（略）
2.　試験方法等

ＷＬＴＣモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに定める基準及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。
(1)　レベル１Ａに関する規定
(2)　附則Ｂ１の2.3.2.及び8.の規定（ただし、電気自動車の場合に限る。）
(3)　附則Ｂ６の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定
2.2.　エンジン出力（P_{rated}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。
2.3.　最高速度（v_{max}）については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm／ｈで表した値とする。
2.4.　ＷＬＴＣについては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ１の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙１の表１を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表２を、高速フェーズは同別紙の表３を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表４を、高速フェーズは同別紙の表５を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表６を、中速フェーズは同別紙の表７を、高速フェーズは同別紙の表８を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表９を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。